ヨゼフ今泉孝太郎先生を葬送して

昨一九九四年一二月一〇日、恩師・ヨゼフ今泉孝太郎先生の訃報に接し愕然といたしました。盛夏の候に御自宅をお訪ねした時には、お元気で楽しくお話をすることができました。それで、お正月にはまたお伺いして、私の最近の論考の抜刷りを見ていただこうと思っていました。あゝ、なぜ早くお伺いしなかったのか、と後悔することしきりでございます。

思い起こせば、学問の師としての先生と私とのご縁の始まりは、一九四八年（昭和二三年）の春でした。その年の四月、法学部法律学科（旧制）に進学した私たちは、民法総則、物権法と債権法（総論と各論）のすべてを、先生から教えていただきました。先生の講義は、すべての部分を網羅するものではありませんが、重要なポイントについては、いろいろな学説・判例を紹介された後に、「ワッシャ（私は）こう思いますね」とおっしゃいました。その時の先生のお顔は、深い思索の後の自信に充ち溢れていました。私たちは、学問の深みに引き込まれました。そして翌年には、「民法特殊講義」として「農民法」の講義を一〇名にも満たない学生のためになさいました。この機会を与えて下さったことこそ、私のその後の学問、いな人生に決定的なことでした。

一九五〇年一〇月、先生のご推挙によって、私は法学部助手に採用していただきました。先生の御自宅にご挨拶に伺いました際に、先生は「君、学問の道は甘いものではないよ」、としんみりとおっしゃいました。

先生は、やがて、法学博士学位論文『農民法研究』で、農家の本質的構成要素は、家族という人的要素と農地という物的要素との双方であり、かつ一戸一戸の農家が、この人的・物的の両要素を不可欠なものとして具備するところの法人としての性質を有する（現行法上は潜在的だが）と説かれました。ご発表になった当時は、このお考えは、あまりに世に先駆けていたため広く注目を集めるに至らなかったようですが、やがて、現実に先進的農民は実定法上の手続を経て法人となるようになり、昭和三七年（一九六二年）には必要な法律の改正も実現しました。さらに、ごく最近、二年程前から国の政策も「法人化」に格別の力を入れるようになりました。このような経過から見ても、先生のお考が、いかに卓見であったかを何人も疑えないところであります。

私たちは、先生から学問のやり方を教えていただきましたが、同時に、もっと大切なものを教えていただきました。そ

れは、人としての生き方そのものです。先生が私たち弟子に、ああしろ、こうしろとおっしゃることは殆んど無かったように思います。先生は、老子の言う聖人のような師でした。「無為の事に処りて、不言の教を行な」われ、「万物、これを作りながら辞せず、生みながら有せず、為しながら恃まず、功成りながら居らず」(老子第二章)、という師でした。

そして、先生は、福沢諭吉先生の言われた「戯れ去り戯れ来り自から眞有り」の眞理を、自から実践され、私たち弟子に感銘を与えて下さいました。堅苦しいことは全くありませんでした。少々羽目をはずされたこともあったかもしれません。そういう時のさりげない一言に、私たちは、元気の湧き上るのを覚えたり、ハッとして反省したりしました。

先生は最晩年にカトリックの洗礼を受けられました。もっとも、先生は、ずいぶん前から実質的にはカトリック教徒であられたのではないでしょうか。講義だったか、論稿であったか、良くは覚えておりませんが、旧約聖書ヨブ記を引用なさって、財産を多く持てる者の支配に怯えてはならない、と説かれました。

先生は九〇歳を超えられても、その心、というよりも魂は、青年と同じで少しも老いを感じませんでした。先生の書架を何気なく拝見していて、例えば、アーサー・ケストラーの『ホロン革命』とか、湯川秀樹『天才の世界』(正・続・続々の三冊)とかのような、新らしい、そして専門外の書物を発見し、しかも先生は赤鉛筆で傍線を引きながら熟読されておられたことに驚嘆いたしました。

先生の若々しい魂は、一九九四年師走一〇日、肉体を脱ぎ捨てられて、「無限の世界」に飛翔されました。もはや肉体の制約・時空の制約を受ける「有限の世界」から、「無限の世界」を神の御許へ飛翔なさっておられます。そして、何時の日か、輪廻のサイクルに恵まれて、またこの世でお会いできる日には、再び先生を師として仰ぐことを念願いたします。

(元法学部教授)　宮崎俊行

恩師今泉孝太郎先生

昨年十二月今泉先生の訃報に接したのは、私が先生からお葉書を頂戴して僅か十日程のときであった。お葉書は当方からの季節のご挨拶に対して認められたもので、従来の端麗なご筆跡からするとちょっとの字配りの乱れが先生のご体調を推測させる以外、お元気なときの口調そのままのご文面は先生の急なご逝去を予測させるものではなかった。先生はいつもご自分の住所、お名前の入った葉書を机の上に置いておられて、他からのお便りにすぐ返事の宛名書きだけなさるとのことであった。そうすれば机上の書きかけの葉書が気になって返事を出し損うことはないといっておられた。先生はご自分のお命の終るまでこのことを実践しておられたのである。

指導教授としての先生にご指導を受けて四十年を越えたが、先生は研究課題を与えられるでもなく、研究方法を指示されるでもなかった。それが最も厳しい指導方法であることに気付くべきであったが、不肖の弟子はただ先生の掌の上で遊んでいた。日常生活の上でも先生はそれとは仰有らないが気をつけていれば多くのお教えをいただいていたのに実行できずにいる。先の返事書きのお教えに対しても、私の机上には宛名書きした葉書が暫く放置され、投函されるときには時期おくれのお詫びが一行つけ加えられるのが常である。お教えいただいたことを実行できない愚かさをなげくばかりでなく、先生からはもっと多くのものを学びとっておくべきであった。先生はご自分から教えようとはなさらないが、何かを求めて真摯に対峙する者には確かなものを与えて下さる大きな師であったのに、先生はいつも傍にいて助言して下さるものという甘え心と、普段に研究を怠っている身にとって厳しいこわい存在であったためついつい引込み思案になってしまった。今にして思えば貪欲にものを知ろうとしない自らの怠慢が情ない。

もっとも私が努めても先生からどれだけのものを引出すことができたかは心もとない。先生の壮年の頃のご研究に『農民法研究』があることは誰によっても指摘されるところであろう。先生のご研究はご自分の体験と実感を理論建てようとするもので、背後にある先生独自の人生哲学が研究の原動力になっており、それが先生の研究者としての若々しさの源であったように思う。先生のご研究はその一つ一つが完結的なものとしてまとめられることはなかった。むしろ先生は晩年まで「考える自分だけをたよりにして」可能な思考の探究に

当られた。このことはたとえ一般には先生のお仕事の評価を分けることになろうとも、私にとってはいかなるものにも代え難い心を打つ魅力的なところである。

先生のお仕事が完結的とならなかったのは、一つには次の事情によるものと考えられる。先生は終生多くのひとのために尽された。大学内でも研究教育以外に理事を始めとして長く行政管理職に就かれ、またご家庭でも先立たれた奥様のご介護に誠心誠意当られた。このことは、先生の限られた持ち時間のすべてが研究に注ぎ込まれるのを妨げたであろう。しかし、先生にとってはひとに尽すことがよろこびであり、そのことで先生ご自身最もよく心の安寧を得ておられたように思う。今、背負われたお役目のすべてを肩からおろして、先生はどのような研究をたのしんでおられるのであろうか。この世ではいつも忙しそうにしておられた先生の研究に没頭しておられるお姿を想像することは心たのしい。ただもはや先生からそのご研究の成果をうかがうことはできない。これが幽明境をことにする淋しさというものであろうか。

弁護士　高鳥　トシ子

今泉孝太郎先生追悼記

「法学部でも定年制で新旧交替の速さに感慨あり、教授陣の充実を念願します。

時間の経過が真実である限り、新時代に期待されます」。十数年以前に恩師今泉孝太郎先生より頂いたお便りの一節である。慶應義塾に定年制が施行されて久しく、櫛の歯をひくように、恩師・先輩が次々と三田の山を去って行かれた。その嘆きを、久しくお目にかかれなかった老師に愚痴混じりにお伝えした際に賜ったお返事であった。あの時の先生のお言葉が、今更のように重く感じられる。

逝去される数日前にお元気なお便りを頂戴したばかりで、突然の訃報を信ずることが出来なかった。日吉の学生時代から自分自身の定年がまじかの現在に至るまで、公私の生活に渡って常に温かく見守ってきて下さった恩師の慈悲は、筆舌に尽くしがたい。先生は私にとって父を失った後の父であり、慶應義塾そのものであった。

無精で怠け者の弟子の目から見て、学校での先生の一日は、まことに忙しく目まぐるしいものであった。終戦後の財政難に逐われた慶應義塾の資金募集室主任、不況期の就職部長、

さらには例の学園紛争の時期の法学部長そして常任理事と、人の嫌がる激職を間断なく歴任された難局の処理に奔走された。その合間に数多くの論文や随筆を執筆され、「新物権法論」「新民法総則」また「農民法研究」の精緻な大著を次々と公刊して行かれたのであるから、先生の超人的な活力には今更のように驚嘆するほかはない。

先生の薫陶を受けて多くの研究者・法曹が巣立ち、現在義塾の内外に活躍していることは言うまでもない。しかしそれと同時に、先生とともに戦後の義塾の建て直しに尽力した多くの職員・塾員が、ご退職後もなお先生を中心として美しい心の絆を長く保っていることは、磊落洒脱にして思いやり深く誠実懇切な先生のお人柄を如実に示すものであろう。

定年制度は畢竟人為的な仮初の時の区分でしかない。

先生の御逝去により、法学部が、慶應義塾が、如何ばかりの深刻な打撃を蒙ったかは計り知れぬものがある。時光虚しく渡らず人虚しく渡るという。先生が逝かれて後、「時の経過を真実」たらしめる力が、残されたわれら晩進に恵まれんことを。

法学部教授　内池　慶四郎

私法学会発表の直前の頃

私が今泉先生から親しくご指導を戴くようになったのは、大学院に入学した年からである。修士課程一年の民法特殊講義の時間がその最初である。その年は債権総論の重要点を講義されたと記憶している。履修者は私を含めて四名であったが、他の履修者はおとなしい人達だったから、質問をするのは私だけと言ってよかった。一年間先生を独占させて戴いていたような気がする。そこで学部時代に民法を勉強していて、納得できないでいた事を、自分の不勉強を棚に上げて、いろいろな質問をさせて戴いた。

なかでも民法四一六条のご説明の時に、先生が当時の通説・判例と同じ立場に立たれて、この規定は〝相当因果関係説〟に立つものと説明されたので、学部時代に、刑法の因果関係の勉強をした時からの疑問を、先生に申し上げ、特に同条の一項と二項の関係についてどうしても納得できないことを申し上げ、結局翌週翌々週の二回にわたって議論の相手をして戴いた。今考えてみると、先生に当時の私の欲求不満をぶっつけただけに過ぎないように思えるが、ことのほか察しのよい先生は、そんなことは先刻ご承知だったのではないかと思

われる。

このような私の独り相撲は、その後も続き、先生にはご迷惑のかけどおしだったように思う。とりわけドイツ留学決定の事情については、ここでは書き尽くせないぐらい、ご心配をお掛けしている。突然定年制が決定されて、翌年退職されることになった先生から、私の留学先までお手紙を戴き、「安心して退職するためには、君の助教授昇進を実現しておきたいので、昇進のための論文を九月末まで送るように」との内容で、内心反抗心をたぎらせていた私を、自然体に戻して戴くことになった。もっとも日本語の資料は何も持たずに来ていたので、ドイツの資料だけで書くことになり、「ドイツにおける不動産附合法の生成」がそれである。

先生が退職されて二年半近くたった昭和四七年の夏、私はその秋の私法学会での個別報告の準備に忙殺されていた。前年に発表した論文と、その夏前に法研編集委員会に原稿を提出していた論文とを統合した内容のものにするつもりでいたが、いずれもそれまでなかった視点から論じていたので、ときおり学会の理解を得られるか、その視点に独断があるのではないか、などの思いが交錯していた。そのようなとき先生から一通のはがきを戴いた。

「残暑きびしい折柄お元気にお過ごしですか。只今法研七号にて『区分所有権における客体の独立性』拝読しました。大変御研究が行届いていて感心しました。いい論文です。私も大体似た構造を考えてました。是非御研究の集大成を期待して居ります。奥様へもよろしく申し上げて下さい。小生幸に元気に過して居ります。九月二日」配達の日は雨だったようではがきの一部に滲みがある。

このおはがきによって当時の私がどれだけ勇気づけられたことか。私の研究の節目節目には、このような先生のご配慮を戴いていたことを、身に染みて有り難いことと、感謝の言葉もありません。

突然のご逝去に、いまもって呆然とした思いです。心から先生のご冥福をお祈り申し上げます。

法学部教授　新田　敏

今泉孝太郎　名誉教授　略歴

明治三三年五月三一日　新潟県に生まる
大正一四年　三　月　高等試験司法科合格
大正一五年　三　月　慶應義塾大学法学部政治科卒業
大正一五年　四　月　鐘渕紡績株式会社に入社
昭和　三　年　四　月　板倉卓三博士の勧めにより同社を退社し慶應義塾大学法学部助手となる
昭和　八　年　四　月　慶應義塾大学法学部予科講師を兼務
昭和　九　年　五　月　慶應義塾大学法学部助教授
昭和一〇年一二月～一四年三月　慶應義塾派遣留学生として民法研究のためドイツ（プレスラウ大学）に留学　ハインリヒ・ランゲ教授に師事
昭和一二年一〇月　慶應義塾大学法学部教授
昭和一五年　九　月　慶應義塾大学学生部主事を兼務（至一九年一〇月）
昭和一七年　七　月　慶應義塾大学教務監督を兼務（至一九年一〇月）
昭和二〇年　七　月　慶應義塾塾員課長を兼務（至二〇年九月）
昭和二〇年　九　月　慶應義塾資金募集事務室主任を兼務（至二一年八月）
昭和二五年　四　月　新潟大学講師を兼務（至三七年三月）
昭和二六年　一　月　東京家庭裁判所調停委員（至四二年一二月）
昭和二六年　四　月　慶應義塾大学大学院法学研究科委員を兼務

昭和二七年　一　月　東京家庭裁判所参与員（至五三年一二月）
昭和三〇年　六　月　慶應義塾大学就職部長を兼務（至三五年三月）
昭和三一年一一月　「新民法総則」の著述により義塾賞を受く
昭和三三年　三　月　学位論文「農民法研究――農地法の新しい解釈――」により法学博士の学位を受く
昭和三四年一〇月　慶應義塾大学法学部長・大学院法学研究科委員長を兼務（至三八年九月）
昭和三九年　七　月　慶應義塾常任理事（至四〇年四月）
昭和四四年　三　月　慶應義塾大学を定年退職
昭和四四年　四　月　慶應義塾大学名誉教授
昭和四四年　七　月　東京都公安委員（至六二年七月）
昭和五九年　四　月　勲二等瑞宝章を受く
平成　六　年一二月一〇日　逝去（享年九四才）

今泉孝太郎　名誉教授　主要業績

著書

法律学概論	巌松堂	昭和八年
ナチのつぶて	巌松堂	昭和一四年
ナチスの文化を探る	慶應出版社	昭和一五年
学生・思想・生活	三田文学出版部	昭和一八年
物権法（慶應義塾大学通信教育教材）	慶應通信	昭和二四年
新物権法論	帝国判例法規	昭和二五年
相続法（慶應義塾大学通信教育教材）	慶應通信	昭和二五年
新民法総則	泉文堂	昭和三一年
農民法研究――農地法の新しい解釈――	泉文堂	昭和三二年
改訂　新民法総則	泉文堂	昭和三八年
物権法論	泉文堂	昭和四二年
民法要説（共同監修）	慶應通信	昭和五四年

論文

独逸労働裁判所の発達	法学会誌一号	昭和五年
近代法律理論に投影する社会思想	法学会誌二一号	昭和五年

近代私法に於ける基礎概念の研究　法学研究一〇巻一・二号　昭和六年
法律相談鑑定部批判　法学会誌三号　昭和六年
米国諸大学に於ける法律臨床講義の実状　法学会誌四号　昭和六年
経済観念と法律観念の哲学的考証　法学会誌五号　昭和七年
民法に於ける不作為の現象学的研究　法学研究一一巻・一二号一二巻一号　昭和七～八年
法律妥当の本質及根拠　法学研究一二巻四号一三巻一号　昭和八～九年
正義と金　法学会誌七号　昭和八年
法律の語源的意味　法学会誌八号　昭和八年
露西亜の法律哲学に於ける現象学的傾向　法学研究一三巻三号　昭和九年
理論と実際　法学会誌九号　昭和九年
彊界木（Grenzbaum）の法律構成　法学会誌一〇号　昭和九年
抵当権従属性の本質的否定　法学研究一四巻二号　昭和一〇年
法律学に於ける国家主義の抬頭――ラインハルト・ヘーンの法人否定説　法学会誌一一号　昭和一〇年
五・一五事件と大原弁護士　法学会誌一二号　昭和一〇年
Japanische Privatrechtliche Sondergesetzgebung　法学研究一五巻三号　昭和一一年
（一九三六年四月三〇日 Akademie fur Deutsches Recht に於ける講演）　法学研究一六巻二号　昭和一二年
独逸私法学の情勢と任務　法学研究一七巻二・三号　昭和一三年
ナチス独逸に於ける法律制度の統制　法学研究一八巻三号　昭和一四年
契約理論の変転　法学研究一八巻四号　昭和一四年
独逸に於ける「第三ライヒ」の意味　三田政治学会誌二〇号　昭和一五年
ドイツの戦時経済法　三田政治学会誌二二号　昭和一六年
借地借家の新規制

農民の法律性格	法学研究二一巻 四号	昭和二三年
担保物権法の基本問題	法学研究二二巻二・三合併号	昭和二四年
婚姻の範疇論	法学研究二三巻 六号	昭和二五年
一子相続制の研究——均分相続制の批判——	法学研究二四巻 一号	昭和二六年
戦後に於けるドイツの農地改革	法学研究二五巻一一・一二合併号	昭和二七年
農地の法律関係	法学研究三〇巻 八号	昭和三二年
家族共同体の再吟味	総合法学 二巻 五号	昭和三四年
家族共同体の概念構成（小池博士還暦記念論集「比較法と私法の諸問題」）	法学研究三三巻 三号	昭和三四年
認知の遡及効	総合法学二五号	昭和三五年
結婚前の法律問題	総合法学三〇号	昭和三六年
意思表示論	法学研究三八巻 一号	昭和四〇年
神戸先生の「契約解除論」	法学研究四二巻 一号	昭和四四年
利息制限法超過利息の検討	法学研究五〇巻一二号	昭和五二年
家族法の基礎理念		